

第 1 県 税 事 務 運 営 方 針

1 令和 3 年度県税事務運営方針

2 令和 3 年度年間行事予定表

1 令和3年度県税事務運営方針

第1 税をとりまく環境

1 令和3年度の経済見通し

令和3年1月18日に閣議決定された『令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』によると、令和3年度の経済見通しは『令和3年度の経済財政運営の基本的態度』に基づき「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を円滑かつ着実に実施すること等により、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。」とされており、実質GDP成長率は4.0%程度（2年度は▲5.2%）と見込まれている。ただし、引き続き新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響が指摘されている。

本県経済についても、日本銀行松本支店の「長野県の金融経済動向」（令和3年4月1日）によると、「個人消費は、持ち直しつつあるものの、サービス消費を中心に弱めの動きがみられている。」とされ、また「雇用・所得は、弱めの動きが続いている」ことなどから、「長野県経済は、厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある。」とされている。

2 地方税制度を巡る主な状況

令和2年12月21日に閣議決定された『令和3年度税制改正大綱』において、令和3年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。

また、地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を令和5年度に追加し、eLTAXを通じた電子納付を可能とするなど地方税務手続のデジタル化・効率化を推進することとしている。

3 県財政の状況

令和3年度の県税収入については、令和2年度の税収見通しを踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、最近の経済情勢も勘案し、前年度当初予算額と比べて7.3%減の約2,167億円を見込んだところである。

また、県財政全体としても同様に、当初予算段階では例年を上回る127億円の財源不足が生じており、今後は、災害からの復旧・復興や防災・減災対策の積極的な推進、臨時財政対策債の発行等により、県債残高が増加することに加え、社会保障関係費が引き続き増加基調で推移する見込みであるなど、財政状況が一層厳しさを増すことが懸念される。

第2 県税務行政の責務

国・地方を通じて財政状況が極めて厳しい中、安定的な財政運営に必要な一般財源の確保は今まで以上に重要性が増してきており、地方団体の自主財源である地方税の役割はより大きくなっている。また、県財政は引き続き厳しい状況が続くことから、県民生活の安定・向上を図る上で県税収入の確保は極めて重要であり、税務職員は、重大な責務を担っていることを改めて認識しなければならない。

そのため、一人ひとりが、目標意識を持って事務運営に当たるとともに、管理監督の立場にある職員は、適時・適切な進行管理を行い、組織的に業務を推進するよう努めなければならない。

特に、適正な課税と収入未済額の縮減については、納税者である県民の信頼を確保するための重要な課題であることから、組織的な事務処理のチェック体制を確保するとともに、より効果的で効率的な取組を行うことにより、適正な課税事務の実現と収入未済額の一層の整理促進を図るものとする。

また、県民が自主的に安心して納税していただけるよう、窓口や電話での対応は誠意を持って分かりやすく親切に行うとともに、税務情報は私人のプライバシーに深く関わることを常に認識し、適正な管理の徹底を図るものとする。

第3 重点実施項目

令和3年度は、次に掲げる重点実施項目に基づき、税収の確保と県民の信頼に応える適正・公平な事務運営に努めるものとする。

1 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額の縮減は、税務行政の適正・公平な執行と税務行政への信頼確保の両面で重要な課題であることから、税務職員の総力を挙げて次の事項に取り組むこととする。

なお、納税相談に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響など納税者の生活状況等の客観的な把握に努め、滞納事案の早期・確実な完結に結びつく最善の方法をとるものとする。

(1) 徴収手続きにおける最も有効な手段としての滞納処分を一層強化する。

(2) 今年度の徴収目標は、次のとおりとする。

ア 現年度課税分の徴収率は、前年度実績を上回ること。

イ 滞納繰越分の収入未済額は、前年度を下回ること。

(3) 県税事務所及び地域事務所においては、徴収目標達成のため、本方針及び別途策定する「県税徴収対策」を受け、自所の滞納状況や職員体制を勘案し徴収体制を整えとともに、所の実情に応じた徴収率や処分件数などの数値目標や、滞納整理重点取組期間等における取組内容、県税事務所と地域事務所間の具体的な連携などを定めた「滞納整理計画」を策定し、組織的な滞納整理を実施する。

- (4) 所長及び収税課長等の管理監督する立場にある者は、進行管理の重要性を認識し、調定収入見込等に合わせ、定期的にヒアリングを実施し、進行状況等を確認して具体的な指示を与えるなど、組織的な滞納整理の推進に努める。
- (5) 自動車税種別割の滞納整理対象者数を減らすため、引き続き「県税電話催告センター」の設置及び、携帯電話への「SMS（ショートメッセージサービス）催告」の実施により、自主納付の促進を図る。
- (6) 不動産や自動車などの差押財産の換価の促進を図るため、差押案件の進捗管理を厳正に行うとともに、公売を積極的に実施する。
- (7) 各所の収税担当は、県税事務所課税課との間で緊密に連携し、課税情報の共有を円滑に行うことにより、滞納整理の促進を図る。
- (8) 納税が困難と判断した者に対しては、客観的な収支状況や財産状況を把握した上で換価猶予や徴収猶予を適用する。

2 市町村等との連携による取組

(1) 協働による滞納整理の実施

収入未済額の約7割を占める個人県民税については、県・市町村が連携した滞納整理を強力に推進するため、市町村税徴収の支援拠点である県税事務所及び地域事務所において、市町村の職員と協働して徴収に当たる併任徴収、市町村の同意のもと県が個人住民税を直接徴収する地方税法第48条の特例徴収及び共同文書催告等を効果的に組み合わせ実施し、個人住民税を中心とした市町村税の一層の税収の確保を図る。

(2) 市町村の税務事務支援

市町村税務職員実務研修をはじめとする、研修会、各種会議及び合同公売研修などを通じて徴収技術の向上を図るとともに、県税事務所及び地域事務所において、より地域に密着した丁寧な技術的支援や助言をするなど、市町村の税務事務支援を強化する。

(3) 長野県地方税滞納整理機構との連携

市町村移管事案と重複する案件は、長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納整理を実施するとともに、徴収職員の技術の向上のため、各種研修会等を連携して実施する。

3 主な税目ごとの適正課税に向けた取組

税務行政の円滑な運営の基本は、第一に適正・公平な課税にある。

そのため、税務職員として必要な知識の習得に努め、的確な調査・検査及び適切な申告・納税指導を行うことで、円滑な納付につなげていくことが重要である。

また、収集した税目ごとの情報共有と、事務分担の弾力的な運用などにより業務の効率化を図る。

地域事務所においては、直接課税を行わないものの、申告書や申請書の受付を行い、住民サ

ービスを低下させないように努める。税務署調査、法務局調査など地域事務所管内の課税調査において管轄する県税事務所への必要なサポートを行うほか、不動産取得税の外国人取得者に係る調査などは、後々の早期納税につながることから、県税事務所の付置機関として積極的に参画するものとする。

(1) 法人県民税・法人事業税

近年の頻繁な税制改正による地方法人課税の複雑化に対し、研修等の機会を活用し理解を深め、正確な事務処理と適切な申告指導を行う。

外形標準課税法人及び自主決定法人に係る課税事務に当たっては、調査手法の習熟と改善に努め、外形標準課税調査班と県税事務所との密接な連携により、計画的な調査・指導を実施する。

また、「行政手続コスト」削減のための基本計画（総務省）に基づく eTAX を利活用した業務の拡充に伴い、事務処理を効率化し、調査業務を充実させることで、より適正な課税の実現に結び付ける。

(2) 個人事業税

国税連携システムの効果的な活用や税務署との連携による課税資料の確実な収集を行うとともに、綿密な調査による適正な業種認定により課税客体の完全把握に努める。

また、計画的に自主決定調査等を行い、適正な課税標準の算定及び早期課税に努める。

(3) 不動産取得税

登記データ活用システムの活用により、市町村と連携して課税客体を的確かつ合理的に把握し、適正・公平な課税に努めるとともに、事務処理の一層の効率化・早期課税に努める。

特に軽減制度の適用に当たっては、適用漏れを防止するための確認リストの活用や複数職員によるチェックの徹底により、適用の有無を十分に確認するなど、適正な事務処理に努める。

家屋の評価に当たっては、家屋評価班と県税事務所との密接な連携により、評価技術の向上を図るとともに、評価替えによる変更点に十分留意し、適正な価格を算定する。

また、納税義務者に対しては、課税内容や制度等について、誠意を持って分かりやすく親切に説明を行い、理解が得られるよう努める。

(4) 軽油引取税

特別徴収義務者に対しては、適切な申告指導を行うとともに、流通経路調査等の実施及び軽油流通情報管理システムの活用により正確な課税標準量の把握に努める。

不正軽油事案に対しては、軽油特別調査班と県税事務所が密接に連携し、迅速かつ確実な調査により厳正に対処するとともに、不正軽油撲滅に向け、不正軽油撲滅協議会構成員との連携を強化して積極的な啓発活動を実施する。

(5) 自動車税（環境性能割・種別割）

ア 定期課税に当たっては、納税通知書の適正発付を行うとともに、納期内納付促進に向け、

納期限及びスマートフォンアプリ等による非接触型の納付方法について、より効果の見込まれる広報媒体を活用し、広く周知を図る。

イ 納税義務者等に対しては、環境性能割及び種別割の制度、課税内容、納付方法等について丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努める。

ウ 県税事務所及び地域事務所の協力を得て、車検切れ車両や相続人に対する調査等を行い、課税客体や納税義務者の把握と適正な課税に努める。

エ 令和2年1月に導入した自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）について、引き続き関係団体と連携し、更なる普及・利用促進を図る。

4 県税データのセキュリティの徹底

「長野県内部統制基本方針」等を踏まえ、セキュリティを阻害するリスクの評価やリスクに対する行動計画の取組を適切に行うとともに、特に次の事項について取組の徹底を図る。

(1) 情報資産の適正な管理

税務電算システム、地方税電子申告審査システム、国税連携ネットワークシステム及び自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）で取り扱う県税に係る情報は、重要性が高い情報資産であるため、長野県情報セキュリティポリシーに基づき、業務目的以外の利用や業務に関係のない情報の閲覧及び情報資産の漏えいがないよう、厳正かつ適正に管理する。

また、情報セキュリティ責任者の許可を得ない情報資産の持ち出しは行わない。

(2) 文書等の適正な管理

文書等に記載された税務情報が第三者の目に触れることのないようにするとともに、紛失や盗難を未然に防止するため、日頃から机やロッカー、共有サーバ等に有する文書等を整理整頓し、厳正に管理する。

また、「長野県公文書等の管理に関する条例」（令和4年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、県政の適正かつ効率的な運営と、県の税務行政に関する説明責任を全うするため、公文書を適正に管理する。

(3) 個人情報保護の徹底

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護条例に則って厳格に行う。特に、納税者あてに発送する文書には多くの個人情報が含まれることから、誤送付を防ぐための対策を確実に講じる。

また、納税証明書の交付に当たっては、身分証明書の提示を求めるなど、本人確認を厳格に行う。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用により個人番号を収集するに当たっては、特定個人情報の取扱いを厳格に行う。

5 その他の取組

(1) 租税教育の推進

次世代を担う子ども達に対して「税」に関する意識啓発を図るため、引き続き、税務署、市町村、税理士会、納税貯蓄組合及び教育関係機関と連携しながら、各地域の租税教育推進協議会等が実施する小・中学生を対象とした租税教室、県・市町村の租税教育担当職員を対象とした租税教室講師向け研修会、中学生・高校生を対象とした「税に関する作文」に参画する。また、これから社会人となる高校生や大学生を対象とした租税教室を開催するなど、租税教育の一層の推進を図る。

(2) 電子化の推進

電子申告・電子納税は納税者にとって利便性の高いものであることから、更なる利用の促進が図られるよう周知に努める。

また、引き続き法人二税に係る e L T A X 電子申告データ及び個人事業税の課税に係る国税連携データの利用等により、業務の効率化及び省力化を図る。

R P A (Robotic Process Automation) については、国税連携システムからダウンロードした申告書データの P D F 化を自動で行うなど、業務の効率化を図っているところであり、今後、更なる活用を図る。

地方税共通納税システムについては、令和 3 年 10 月から対象税目に県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割を追加することとされ、また、今後も対象税目を拡大する方針が示されていることから、引き続き環境整備を進める。

(3) 非接触型納税の推進

スマートフォンアプリ (PayPay 及び LINE Pay) 収納については、納税者の利便性が向上するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも資することから、納税者へ一層の利用促進を図る。

2 令和3年度年間行事予定表

(1) 強調月間等

実施事項	期 間	実 施 内 容
自動車税種別割納期内納付の促進	3年5月	自動車税種別割の納期内納付率の向上を図るため、多角的に納期内納付促進キャンペーンを展開する。
軽油引取税に係る一斉抜取調査 (関ブロ) 【中止】	3年6月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、関ブロ一斉路上抜取調査を実施する。
滞納繰越分滞納整理強化期間	3年7月～9月	滞納繰越分の全てについて、滞納処分の方針を決定し、その方針に基づき滞納整理を実施する。
県税電話催告センターの開設 SMS催告の実施	3年7月～10月	現年分自動車税種別割について、滞納初期段階の未収金を圧縮するため、電話催告及び携帯電話へのSMSによる催告を行う。
不正混和軽油等に係る調査強調月間	3年10月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、全国一斉路上抜取調査及び大口需要者に対する抜取調査を重点的に実施する。
現年自動車税種別割集中滞納整理強化期間	3年10月～12月	現年分自動車税種別割について、自主納税の促進を図るため、催告や財産調査等を集中的に実施する。
自動車税種別割差押強化期間	3年12月～ 4年5月	自動車税種別割について差押を集中的に行うとともに、自動車の登録差押、タイヤロック等も積極的に実施する。
自動車税種別割の課税の適正化月間	4年2月	自動車税種別割の課税の適正化を図るため、次により移転登録・抹消登録・変更登録等の広報を実施する。 〔本 庁〕運輸支局等との連絡協調 〔県税事務所〕有線放送、市町村広報誌等を活用した広報及び滞納整理等の機会における指導
年度末滞納整理強化期間	4年3月～5月	税收確保と未収金の縮減を図るため、総力を挙げて滞納整理を実施する。

(2) 諸 会 議

ア 県税事務所長等会議	4月、2月
イ 県税事務所収税課長等会議	4月、必要に応じ
ウ 県税事務所課税課長・係長等会議	4月
エ 自動車税事務担当者会議	4月、11月、2月

(3) 研 修

	研 修 名	対 象 者	人 員	期 日	主な研修科目
一 般 研 修	税務課程専門研修(初任者)	新たに税務職員になった者及び所属長が認める者	4 0 4 0	第 1 期 4 月 14, 21 日 (2 日) (テレビ会議システム) 第 2 期 7 月 7, 8, 15 日 (3 日) (テレビ会議システム)	・ 税務職員の心構え ・ 租税の基礎知識 ・ グループ別実務研修
	納税相談知識向上研修	今年度から税務職員となった者及び昨年度までの未受講者	4 0	9 月 10 日 (1 日)	・ 自殺予防等納税相談の際に必要な知識の習得
専 門 研 修	自動車二税会 自 減 免 事 務 研 修 会	事 務 担 当 者	1 5	4 月 22 日 (1 日)	実 務 研 修
	個人事業税会 個 人 事 業 研 修 会	〃	1 5	4 月 26 日 (1 日)	〃
	不動産取得税 家屋評価初任者研修(前期)	事 務 担 当 初 任 者	1 2	5 月 中 旬 (1 日)	〃
	不動産取得税 家屋評価初任者研修(後期)	前 期 受 講 者	1 2	8 月 中 旬 (2 日)	〃
	課税免除実務者研修会	事 務 担 当 者	2 5	9 月 上 旬 (1 日)	〃
	外形標準課税調査事務研修会	〃	1 5	10 月 上 旬 (1 日)	〃
	不動産取得税 家屋評価実務者研修	〃	1 2	11 月 上 旬 (1 日)	〃
	ゴルフ場利用税会 ゴ ル フ 場 利 用 税 会 事 務 事 例 研 究 会	〃	5	11 月 上 旬 (1 日)	〃
	不動産取得税 承継事務事例研究会	〃	2 0	11 月 下 旬 (1 日)	〃
	軽油引取税会 軽 油 引 取 税 会 事 務 事 例 研 究 会	〃	1 5	11 月 下 旬 (1 日)	〃
	事業税研修	〃	3 0	11 月 下 旬 (1 日)	〃
	収入管理事務事例研究会	〃	2 0	12 月 中 旬 (1 日)	〃
	徴収事務に関する伝達研修	〃	3 0	1 月 中 旬 (1 日)	〃
	不動産取得税 家屋評価現地研修	〃	—	随 時 開 催	〃

(4) 表 彰

税務行政に協力した納税者等の表彰	11月
------------------	-----

(5) 税務考査（県税事務所）

定例考査

北信	7月
----	----

飯田、諏訪	8月
-------	----

東信、南信	10月
-------	-----

総合、中信	11月
-------	-----

(6) 広 報

ア テレビ、ラジ奥斯ポット等

自動車税納期内納付の促進	5月
--------------	----

不正軽油撲滅の啓発	10月
-----------	-----

イ ポスター、パンフレット等

くらしと県税	7月
--------	----

不正軽油撲滅の啓発	10月
-----------	-----

(参考)

税政研究会行事計画

評議員会	4月
------	----

固定資産評価研修会	7月～12月
-----------	--------

総則関係実務研修会	7月
-----------	----

農業所得事務担当者研修会	11月
--------------	-----

幹事会	3月
-----	----